

いちばけんぽ

東京中央卸売市場健康保険組合

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-6-1 管理施設棟2階
TEL 03-6633-0711 FAX 03-6636-6100

2019年
年末号



健保組合のHPをご覧ください

いちばけんぽ

検索

1. 「医療費のお知らせ」等の送付について

令和2年2月上旬頃に各ご家庭あてに『医療費のお知らせ』および『ジェネリック医薬品のお知らせ』をお送りします。

『医療費のお知らせ』は、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費をお知らせするものですが、**確定申告書に添付することにより「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。**

『ジェネリック医薬品のお知らせ』は、現在処方されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額をどのくらい軽減できるのかをご確認いただくためにお送りしています。

※ 「住所変更届提出のお願い」

転居等で住所が変更となったときは、「住所変更届」をご提出ください。

当組合からの「医療費のお知らせ」や「巡回婦人健診のご案内」等の大切なお知らせがお手元に届かなくなってしまうので、すみやかに手続きをお願いいたします。

2. マイナンバーの照会について

平成29年からは、資格取得届・被扶養者異動届にマイナンバーをご記入いただいております。また、ご記入がない場合についても、当組合で住基ネット（J-Lis）へ照会を行い、氏名・性別・生年月日・住所の4情報が一致した方については、そのマイナンバーを取得しております。

しかしながら、4情報（特に住所）が一致しない等の理由でマイナンバーが取得できていない方が相当数残っております。

そのため、令和2年2月～3月頃をめどに、未取得者のいる事業所へ「個人番号等登録届」をお送りする予定です。つきましては、該当者のマイナンバーをご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。



3. 賞与支払届の提出のお願い

賞与支払届の提出をお忘れではありませんか？賞与(ボーナス)を支給されたときは届出が必要となります。

賞与を支給され、まだお届けがお済みでないときは、「賞与支払届総括表」と「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」の提出をお願いします。

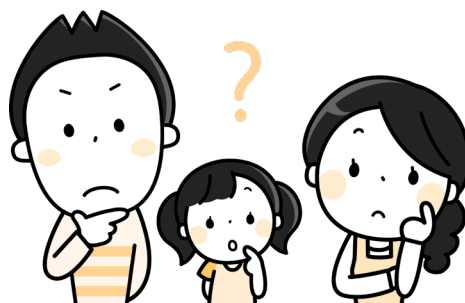
また、賞与の支払いがなかったときは「賞与支払届」は不要ですが、「賞与支払届総括表」の②欄「1.不支給」に○をつけて提出をお願いします。

4. 被扶養者の認定要件に「国内居住」が加わります。(令和2年4月1日施行)

令和2年4月から被扶養者認定の要件が見直され、被扶養者になれる条件に「国内に住所を有していること」が加わります。このため、被扶養者が国内に居住していない場合は、令和2年4月1日で被扶養者の資格を失いますのでご注意ください。

なお、下記のケースは例外となります。

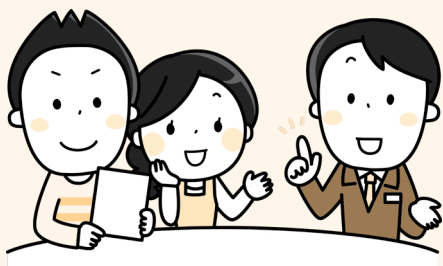
- ① 留学をする学生
- ② 海外赴任に同行する家族
- ③ 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に海外に渡航している人
例ワーキングホリデー、青年海外協力隊など
- ④ 海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる人
例海外赴任中に生まれた被保険者の子供、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など
- ⑤ その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する人



また、日本国内に住所を有していても、日本に滞在する目的（ビザ）が次の特定活動の人は被扶養者認定できません。

- ① 病院等に入院し、医療を受ける人
- ② ①の日常生活の世話をする人
- ③ 1年を超えない期間、観光・保養を目的として滞在する人

被扶養者資格を失った人がいたら、すみやかに届出を！



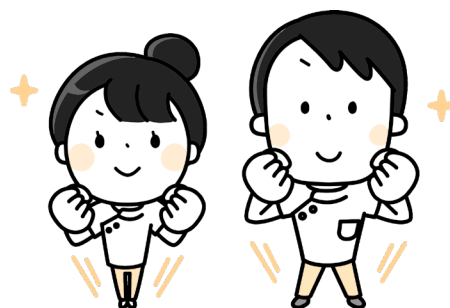
就職や結婚、収入増などによりご家族が扶養から除かれる場合は「被扶養者異動届」の提出と該当者の保険証を返納してください。

被扶養者は、保険料の負担がなく保険給付などを受けることができますが、この財源は皆様から納めていただいた保険料です。保険料を適正に使うため、すみやかな申請をお願いいたします。

5. インフルエンザ予防接種補助金について

当組合の被保険者の方がインフルエンザ予防接種を受けた場合は、1,000円を限度額として、補助いたします。

- ① 補助対象者：被保険者の方（年齢制限はありません）
※被扶養者の方は、補助対象外です。
- ② 補助金額：上限額 1,000円（1名につき1回限り）
- ③ 接種期間：令和元年10月1日～令和2年2月29日まで
※補助金申請期限は、令和2年3月31日までです。
詳しくは、いちばけんぽホームページをご覧ください。



6. アプリでの健康管理等のサービス開始について

当組合の保健事業の一環としてスマートフォンのアプリを利用した健康管理等のサービスを始めました。

①グッピーズヘルスケアfor健保

スマートフォンを使用した健康管理用のアプリです。

参加条件を満たしていれば、**無料**で参加いただけます。

1カ月に既定のポイントを獲得すると、抽選で毎月250名にAmazonギフト券が当たります。

※参加条件：当組合の被保険者および18歳以上の被扶養者の方
スマートフォンをお持ちの方



②ascore (アスキュア) 卒煙 (禁煙) プログラム

スマートフォンを使用した禁煙プログラムアプリです。

参加条件を満たしていれば、**無料**で参加いただけます。

禁煙を考えているが通院、診察は面倒だなと考えている方にお勧めです。

※参加条件：当組合の被保険者の方、スマートフォンをお持ちの方、
禁煙を希望される方（減煙、機会禁煙等は不可）
被扶養者の方は対象外です。

注：令和2年2月29日までに初回面談が可能な方
他の健康保険組合と併せて先着1,000名までです。



①②ともに、詳しい申込方法等は、いちばけんぽホームページをご覧ください。

7. 令和元年度 東京総合健保ミニマラソン大会の中止について

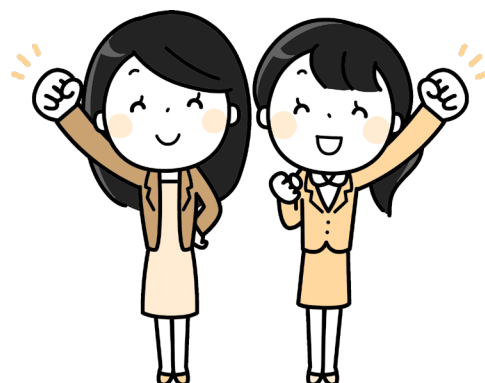
令和2年3月に予定されておりました、一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会（略称：東振協）の主催の「東京総合健保ミニマラソン大会」につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催に伴う改修工事等により、開催会場の確保が困難なことから中止になりました。

8. 年末年始期間の業務受付時間について

12月29日(日) 【臨時開市日】	12月30日(月) 【開市日】	12月31日(火) ～1月4日(土)	1月5日(日) 【臨時開市日】	1月6日(月)～
8:30～12:00	8:30～12:00	休業	8:30～12:00	8:30～16:30

活気ある職場は従業員の健康づくりから

加入事業所の 「健康企業宣言」を サポートいたします



従業員の健康を経営課題ととらえ、従業員の健康に投資する「健康経営」が注目されています。「健康企業宣言」は健康経営に取り組む企業を認定する制度で、認定取得にあたっては当組合がサポートいたします。

健康企業宣言とは

健康優良企業を目指して、企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、一定の成果を上げた場合は「健康優良企業」として認定される制度です。



宣言するメリットは

企業が自ら健康企業宣言を行うことにより、従業員の健康管理に対する意識が変わります。

従業員が健康になれば生産性の向上につながります。

また、「健康企業宣言 宣言の証」や「健康優良企業認定証」の社内掲示や対外的な広報等により、企業イメージの向上を図ることができます。

参加資格・方法は

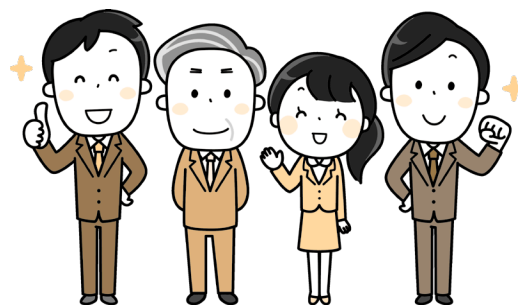
当組合に加入するすべての事業所が参加できます。参加料は**無料**です。

①「健康企業宣言チェックシート Step 1」で、自社の健康課題を確認し、所定の「応募用紙」を当組合にFAXまたは郵送で提出してください。

②「健康企業宣言 宣言の証」が交付されます。

③健康課題の改善などの取り組みを行い、おおむね1年経過後に「結果レポート」を当組合へ提出してください。

④審査を行い、80点以上の点数を満たした場合に「健康優良企業 銀の認定証」が交付されます。認定された事業所は、step 1の取り組みを継続するか、「健康企業宣言step 2」にチャレンジできます。



詳しくはいちばけんぽホームページをご覧ください

URL <http://www.ichibakenpo.or.jp>

いちばけんぽ

検索